

設計単価の決定方法

1. 目的

山梨県土木工事標準積算基準書における材料費の算定について、「価格は、原則として、公告日(指名通知日)における市場価格」としていることから、設計単価に市場価格を反映させることを目的とし、必要な事項を定める。

2. 設計単価について

設計単価は、実施設計単価表、物価資料(「建設物価」、「積算資料」、「土木コスト情報」、「土木施工単価」をいう)、他の公共機関が公表している単価、特殊設計単価(特別調査)、または見積りをもとに、原則として次により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。

実施設計単価表→物価資料→他の公共機関の単価→特殊設計単価(特別調査)→見積り単価

また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件等により、次によりがたい場合は事前に技術管理課と協議のうえ別途決定する。

1) 実施設計単価表による場合

(イ) 実施設計単価表は、物価資料や定期の特別調査等により技術管理課において決定し、積算システムに登録する単価である。この実施設計単価表にある場合は、これを設計単価とする。

※1 実施設計単価表は定期に改定するが、市場価格の変動が著しい品目は適宜改定する。

※2 実施設計単価表はホームページで掲載するが、物価資料をもとに設定した単価や企業の情報を含むものに関しては掲載しない。

2-1) 物価資料による場合(土木工事標準単価を除く)

(イ) 物価資料による単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。これらの場合において、1円未満は切り捨てるものとする。

(ロ) 物価資料の適用都市採用順位は、(各地区(甲府等)、山梨、関東、全国)>東京とする。

(ハ) 「公表価格」として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、設計単価としない。

但し、公表価格で、割引率(額)の表示がある資材は、その割引率(額)を乗じた(減じた)価格を設計単価とする。

2-2) 物価資料による場合(土木工事標準単価の場合)

(イ) 物価資料掲載の単価と同様の扱いとし、同工種区分が両資料に掲載されている場合は、その平均価格(小数点第1位四捨五入)とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価を活用する。

3) 他の公共機関が公表している単価による場合

- (イ) 他の公共機関が公表している単価とは、山梨県の森林環境部、農政部や関東地方整備局が公表している単価のことである。実施設計単価表や物価資料に掲載がない場合は、これを設計単価とすることができる。但し、適用条件等を精査し、条件等が合致しない場合は採用しない。

4) 特殊設計単価(特別調査)による場合

- (イ) 特殊設計単価は、実施設計単価表や物価資料、他の公共機関が公表している単価表に掲載がなく、1工事において調達価格(材料価格×使用数量)が100万円以上、または、1資材の材料単価が10万円以上の資材を対象とする。
特別調査は、調査が必要な資材について技術管理課が一括して調査業務(臨時調査)を委託し、実施するものである。
- (ロ) 特別調査の必要性を判断するために、各所属は、参考見積りを1社以上から徴収するものとする。なお、諸経費・税抜き価格で判断することとし、同一工事の1資材に複数の規格がある場合については、その合計額で判断を行うものとする。
特別調査の対象であって、調査の結果、単価が定められない場合は、5)による。
- (ハ) 特殊設計単価は、指定された工事地域における調査時点での実勢価格として報告するものであり、施工場所・使用数量の異なる他工事への流用は行わない。

5) 見積りによる場合

- (イ) 1)、2)、3)及び4)の方法によりがたい場合は、見積りにより決定することができる。見積りはメーカー側の希望価格となるため、市場性を考慮し、原則として市場価格が明らかな類似品と合わせて見積りを徴収し、見積りを査定(類似査定)するものとする。
また、見積りを査定する場合の手順は、次によるものとする。
- ① 実勢価格が明らかな資材(類似品)と合わせて原則として見積りを3社以上から徴収する。
 - ② 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、所属長から見積依頼を行う。
 - ③ 実勢価格が明らかな資材の見積価格により、各社ごとに査定率を算出し、見積りに乗じた価格(査定価格)の平均値を設計単価とする。なお、決定額の有効桁は3桁とし、1円未満は切り捨てるものとする。
査定価格=見積価格×査定率
※ 査定率= $\frac{\text{類似品の実勢価格}}{\text{類似品の見積価格}}$ (査定率 \leq 1.00)
※ 査定率は1以下。1を超える場合は1とする。
- (ロ) 類似品が無い場合においては、見積価格の平均値を設計単価とする。なお、決定額の有効桁は3桁とし、1円未満は切り捨てるものとする。また、この場合においても原則として見積りを3社以上から徴収する。